

沖縄県水産生物の種苗取扱要領

(目的)

第1 この要領は、本県におけるつくり育てる漁業を推進することを目的として放流及び養殖の用に供する水産生物の種苗（以下「種苗」という。）の選定並びに計画的生産及び計画的譲渡を行うため沖縄県水産生物の種苗取扱要領（以下「要領」という。）を定める。

(種苗の選定)

第2 放流用及び養殖用種苗の選定は、第三者の意見を聞き、農林水産部長が決定する。

(取扱い種苗の範囲)

第3 この要領で取扱う種苗は、沖縄県栽培漁業センター、沖縄県水産海洋技術センター及び沖縄県水産海洋技術センター石垣支所（以下、「所長等」という。）で生産される種苗とする。

(種苗の譲渡等)

第4 種苗の譲渡先及び種苗の譲渡業務は次のとおりとする。

- (1) 放流用の種苗の譲渡先は、県、市町村、漁協等とする。
- (2) 養殖用の種苗の譲渡先は、区画漁業権の免許を受けた者、漁業権行使規則に基づいて養殖業を営む者及び陸上施設による養殖業者とする。
- (3) 試験に供する種苗の譲渡先は、下記のアからウに挙げるとおりとする。
 - ア 試験研究及び普及機関
 - イ 宮古及び八重山農林水産振興センター
 - ウ 上記ア及びイと共同研究を行う者等
- (4) 種苗の譲渡に関する業務は、当該種苗を管理する所長等が行う。
- (5) 所長等は、種苗の譲渡完了後、速やかに種苗譲渡結果を水産課長に報告する。

(種苗取扱検討会の設置)

第5 種苗の計画的生産及び計画的譲渡を行うため、種苗取扱検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会の設置要綱は、別に定める。

(種苗の生産及び譲渡計画の決定)

第6 種苗の生産及び譲渡計画は、次により決定する。

- (1) 毎年度の種苗の生産及び譲渡計画は、検討会の意見を聴き、農林水産部長が決定する。
- (2) 種苗譲渡計画に基づく生産予定の種苗量の軽微な変更については、所長等に一任する。
- (3) 生産予定の種苗量に大幅な変更が見込まれる場合、所長等は、その概要を速やかに

水産課長に報告するものとする。

(4) 大幅な計画変更の決定は、検討会の意見を聴き、農林水産部長が行う。

(5) 緊急に種苗を譲渡をする必要が生じたときは、農林水産部長が検討会のメンバーの意見を聴き、その譲渡先を決定する。

(種苗の輸送経費)

第7 種苗の輸送経費は、譲渡を受ける者の負担とする。

(放流概要の報告)

第8 放流を行った者は、放流の概要を水産課長に報告する。

附則

この要領は、平成4年2月19日から施行する。

附則

この要領は、平成18年8月22日から施行する。

附則

この要領は、平成22年7月20日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月17日から施行する

様式第1号（第4関係）

種苗譲渡結果報告

生産対象種	配布年月日	配布先		数量	用途
		所属漁協等	氏名		

様式第2号（第8関係）

放流概要報告書

報告機関名：

報告年月日：

対象種名：

種苗 入手	年月日			
	受入尾数（個数）			
	サイズ（mm）	平均	最小	最大
	入手単価	円		
中間 育成	開始年月日			
	施設（陸上水槽、生け簀等）			
	施設規模（サイズ、数量）			
放流	年月日			
	放流海域及び箇所数		海域	箇所
	標識の有無	全て	一部（ %）	なし
	放流尾数（個数）			
	サイズ（mm）	平均	最小	最大
	イベント名（行った場合）			
	放流参加人数			

※ 放流場所がわかる地図を添付すること

※ 放流の様子がわかる写真数枚をA4サイズ1枚にまとめ添付すること